

介護予防サービス計画における軽微な変更の取扱いについて

1. 基本的な考え

介護予防サービス計画を変更する際は、原則として山県市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第 16 条第 1 項第 1 号から同項第 7 号までに規定された、介護予防サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。

ただし、利用者の希望による軽微な変更を行う場合は、この必要はありません。

※この場合においてもプラン作成担当者が、利用者の解決すべき課題の変更に留意することが重要です。

2. 軽微な変更と考えられる例

- ①臨時的、一時的なサービス提供日、時間帯、曜日の変更
- ②同一事業所における週 1 回程度のサービス利用回数の増減
- ③利用者の住所変更
- ④単なる事業所の名称変更
- ⑤福祉用具の同一種目における機能変化を伴わない用具の変更
- ⑥目標及びサービスの変更を伴わない（利用者の状況以外の原因による）単なるサービス提供事業所の変更
- ⑦目標を達成するためのサービス内容のみの変更
- ⑧同事業所内での担当の変更

3. 軽微な変更と考えられない例

- ①継続的かつ計画的サービス提供時間の変更
- ②2-②を超えるサービス利用回数の変更
- ③新規サービスの追加
- ④福祉用具の種目の追加

4. 軽微な変更として考えられる場合の取扱い

- ①サービス担当者会議

必ずしも実施しなければならないものではない。

しかしながら、例えばプラン作成担当者がサービス事業所へ周知した方が良いと判断するような場合などについて、開催することを制限するものではない。

②ケアプランの作成

軽微な変更におけるケアプラン作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更すること。

余白等に同意を得た日付、同意の署名を記載すること。

③支援経過の記録

支援経過記録に変更の理由、変更年月日、具体的な変更内容等を記録すること。

また、軽微な変更を行った内容等について利用者又はその家族へ説明し同意を得たこと、サービス担当者への周知について（いつ、何を、どのように通知したか）を記録すること。

※参考：平成 22 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局 通知文 Vol.155

令和 3 年 3 月 31 日 厚生労働省老健局 通知文 Vol959

各々で内容確認お願い致します。